

# 公益財団法人成田市農業センターの個人情報保護に関する要領

## 目次

### 第1章 総則（第1条 - 第2条）

### 第2章 農業センターにおける個人情報の取扱い

#### 第1節 個人情報の取扱い（第3条 - 第8条）

#### 第2節 開示、訂正及び利用停止（第9条 - 第32条）

#### 第3節 異議申立（第33条）

### 第3章 雑則（第34条 - 第35条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要領は、公益財団法人成田市農業センター（以下「農業センター」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護する事を目的とする。

#### （定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 農業センターの職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、農業センターの職員が組織的に利用するものとして、農業センターが保有しているものをいう。ただし、文書等（公益財団法人成田市農業センターの情報公開に関する要領（平成25年5月29日施行。以下「情報公開要領」という。）第2条に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう

### 第2章 農業センターにおける個人情報の取扱い

#### 第1節 個人情報の取扱い

#### （収集の制限）

第3条 農業センターは、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 農業センターは、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 第5条第1項第5号に該当する提供を受けて収集するとき。
- (6) 国、地方公共団体又はその委託を受けた者から収集する場合であって、当該個人情報収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがある場合その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するとき。

3 農業センターは、思想、信条、宗教又は犯罪に関する個人情報その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の性質上必要不可欠と認めて収集するとき。

(正確性及び安全性の確保)

第4条 農業センターは、利用目的の達成に必要な範囲で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

2 農業センターは、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 農業センターは、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用及び提供の制限等)

第5条 農業センターは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を農業センターの内部で利用し、又は農業センター以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 農業センターの内部で利用し、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 国、地方公共団体又はその委託を受けたものに提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該保有個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該保有個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (7) 公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 農業センターは、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する制限)

第6条 農業センターは、農業センター以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることがを求めるものとする。

(委託に伴う措置等)

第7条 農業センターは、個人情報を取り扱う事務の委託をしようとするときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第8条 個人情報を取り扱う事務に従事する農業センターの役職員若しくは役職員であった者、又は前条の規定による受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第2節 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第9条 何人も、この要領の定めるところにより、農業センターに対し、農業センターの保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第10条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（別記第1号様式。以下「開示請求書」という。）を農業センターに提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 開示請求をする者は、農業センターが定めるところにより、自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を農業センターに提示し、又は提出しなければならない。

3 農業センターは、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、農業センターは、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の原則開示)

第11条 農業センターは、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場

合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定若しくは条例の規定により従う義務を有する国、県及び市の機関の指示その他これに類する行為により、開示請求者に開示することができない情報
- (2) 開示請求者（前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第17条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が農業センター及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人その他の団体（農業センター並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 農業センターの要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的

であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 農業センター並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 農業センター又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟にかかわる事務に関し、農業センター、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 農業センター又は地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第12条 農業センターは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれが無いと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第13条 農業センターは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第11条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開

示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、農業センターは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第15条 農業センターは、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し農業センターが定める事項を書面(第2号様式又は第3号様式)により通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合における当該利用目的については、この限りでない。

(1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、農業センター、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 農業センターは、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面(第4号様式)により通知しなければならない。

3 農業センターは、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第16条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第10条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、農業センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、農業センターは、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面(第5号様式)により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第17条 開示請求に係る保有個人情報に、農業センター及び開示請求者以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、農業センターは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 農業センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他農業センターが定める事項を書面（第6号様式）により通知して、意見書（第7号様式）を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第11条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第13条の規定により開示しようとするとき。

3 農業センターは、前各項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、農業センターは、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面（第8号様式）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第18条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して農業センターが定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、農業センターは、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の制度との調整）

第19条 農業センターは、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第18条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第20条 保有個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担するものとする。

3 情報公開要領第16条第2項の規定は、前項の費用負担について準用する。

(訂正請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第27条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この要領の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する農業センターに対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

2 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

3 第9条第2号の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第22条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第9号様式）を農業センターに提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前各号に掲げるもののほか、農業センターが定める事項

2 第10条第2項及び第3項の規定は、訂正請求の手續について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第23条 農業センターは、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第24条 農業センターは、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面（第10号様式又は第11号様式）により通知しなければならない。

2 農業センターは、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面（第12号様式）により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第25条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第22条第2項において準用する第10条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該機関に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、農業センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、農業センターは、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面（第13号様式）により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第26条 農業センターは、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、農業センターは、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面（第14号様式）により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（利用停止請求権）

第27条 何人も、自己を本人とする個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この要領の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する農業センターに対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第3条の規定に違反して収集されたとき、第4条第3項の規定に違反して保有されているとき又は第5条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第5条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第21条第2項及び同条第3項において準用する第9条第2項の規定は、利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第28条 第22条第1項並びに同条第2項において準用する第10条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求の手續について準用する。

2 前項で準用する第22条第1項の書面は、第15号様式とする。

（個人情報の原則利用停止）

第29条 農業センターは、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、農業センターにおける保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第30条 農業センターは、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、

その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面（第16号様式又は第17号様式）により通知しなければならない。

2 第24条第2項の規定は、農業センターが利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない場合について準用する。

3 前項で準用する第24条第2項の書面は、第18号様式とする。

（利用停止決定等の期限）

第31条 前条第1項及び同条第2項において準用する第24条第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条において準用する第10条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第25条第2項の規定は、利用停止決定等の期間の延長について準用する。

3 前項で準用する第25条第2項の書面は、第19号様式とする。

（利用停止請求の期限の特例）

第32条 第26条の規定は、利用停止決定等の期限について準用する。

2 前項で準用する第26条の書面は、第20号様式とする。

### 第3節 異議申立

（異議の申立て）

第33条 農業センターが行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議のある者は、当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農業センターに対して書面により異議の申立て（以下「異議申立」という。）をすることができる。ただし、天災その他異議申立をしなかつたおとについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 異議申立は、開示決定等の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 農業センターは、異議申立があつたときは、速やかに成田市と協議し、書面（第7号様式）により異議申立をした者に回答しなければならない。

### 第3章 雑則

（苦情の処理）

第34条 農業センターは、農業センターにおける個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第35条 農業センターは、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該財団が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要領は，平成25年5月29日から施行する。

別 記  
第1号様式

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人成田市農業センター

( 郵 便 番 号 )  
住 所 又 は 居 所  
フリガナ  
氏 名  
連絡先 (電話番号) ( )

次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称又は内容		
希望する開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望)	
法定代理人が請求する場合	開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名	
	本人の住所又は居所	〒 —
	代理人の種類及び本人との関係	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の )

- (注) 1 請求の際は、確認のため本人又は法定代理人であることを証明する書類 (運転免許証, 旅券等) を提示してください。  
2 法定代理人が請求する場合は、代理権を有することを証明する書類 (戸籍謄本, 登記事項証明書等) を添付してください。

第2号様式

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、次のとおり全部を開示することと決定したので通知します。

保有個人情報の名称	
保有個人情報の利用の目的	
開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧（ <input type="checkbox"/> 原本・ <input type="checkbox"/> 写し）・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	
担当部署	電話番号 ( )
備考	

- (注) 1 開示の指定日時に都合が悪い場合には、あらかじめ担当部署に電話で連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書及び自己が開示請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。

第3号様式

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、次のとおり一部を除いて開示することと決定したので通知します。

保有個人情報の名称	
保有個人情報の利用の目的	
開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧（ <input type="checkbox"/> 原本・ <input type="checkbox"/> 写し）・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	
開示しない部分の内容及びその理由	
上記理由が消滅する期日（明記することができる場合のみ記入）	年 月 日 （開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求をしてください。）
担当部署	電話番号 ( )
備考	

(注) 1 開示の指定日時に都合が悪い場合には、あらかじめ担当部署に電話で連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

第4号様式

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称又は内容	
開示しない理由	
上記理由が消滅する期日（明記することができるときのみ記入）	年 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求をしてください。)
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

第5号様式

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、次のとおり開示の可否を決定する期間を延長したので通知します。

なお、開示の可否を決定したときは、速やかに書面で通知します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称又は内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話番号 ( )
備考	

第6号様式

意見書提出に係る通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

公益財団法人成田市農業センターの個人情報保護に関する要領に基づき、\_\_\_\_\_に関する個人情報記録された文書等について、開示請求がありました。この文書等を開示することについて、意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

なお、意見書を提出する場合には、別紙「保有個人情報の開示に関する意見書（第7号様式）」により 年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の記録された文書等の名称又は内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
開示請求があった年月日	年 月 日
要領第17条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
意見書の提出先	〒  電話番号 ( )
備考	

第7号様式

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人成田市農業センター

( 郵 便 番 号 )

住 所

フ リ ガ ナ

氏 名

連絡先 (電話番号) ( )

年 月 日付けで通知のあったことについて、次のとおり提出します。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

1 開示されても支障を生じない。

2 開示されると支障を生ずる。

◎支障を生ずる部分

◎その理由

第8号様式

保有個人情報開示通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで開示請求があった\_\_\_\_\_に関する情報が記録された文書等について、次のとおり開示することと決定したので通知します。

保有個人情報が記録された文書等の名称	
開示される保有個人情報に含まれている _____に関する情報の内容	
開示決定をした日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

第9号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人成田市農業センター 理事長

(郵便番号)  
住所又は居所  
フリガナ  
氏名  
連絡先(電話番号)

( )

次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称		
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人が請求する場合	訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名	
	本人の住所又は居所	〒 —
	代理人の種類及び本人との関係	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の )

- (注) 1 請求の際は、確認のため本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、代理権を有することを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を添付してください。
- 3 訂正すべき事実の誤りを証明する書類を添付してください。

第10号様式

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、次のとおり全部を訂正することと決定したので通知します。

保有個人情報の名称又は内容	
訂正の内容	
訂正を実施する日	年 月 日
担当部署	電話番号 ( )
備考	

第11号様式

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

保有個人情報の名称又は内容		
訂正の内容		
訂正をしない部分の内容及びその理由	概要	
	理由	
担当部署	電話番号 ( )	
備考		

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、農業センターを被告として（訴訟において農業センターを代表する者は理事長となります。）提起することができます。ただし、異議申立をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に提起することができます。

第12号様式

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、次のとおり全部を訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
訂正をしない理由	
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

第13号様式

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、次のとおり訂正の可否を決定する期間を延長したので通知します。

なお、訂正の可否を決定したときは、速やかに書面で通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話番号 ( )
備考	

第14号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、公益財団法人成田市農業センターの個人情報保護に関する要領第26条の規定を適用し、次のとおり訂正の可否を決定する期間を延長したので通知します。

なお、訂正の可否を決定したときは、速やかに書面で通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
訂正請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について訂正決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正請求に係る保有個人情報のうち上記期間内に訂正決定等をする相当の部分	
残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日
要領第26条の規定を適用する理由	
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

第15号様式

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人成田市農業センター 理事長

(郵便番号)  
住所又は居所  
フリガナ  
氏名  
連絡先(電話番号)

( )

次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称		
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求の趣旨及び理由		
法定代理人が申出する場合	利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名	
	本人の住所又は居所	〒 —
	代理人の種類及び本人との関係	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の )

- (注) 1 請求の際は、確認のため本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、代理権を有することを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を添付してください。
- 3 利用の停止を求める根拠となる書類を添付してください。

第16号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり全部の利用停止をすることと決定したので通知します。

保有個人情報の名称又は内容	
利用停止を実施する日	年 月 日
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

第17号様式

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、次のとおり一部を除いて利用停止をすることと決定したので通知します。

保有個人情報の名称又は内容		
利用停止をする内容		
利用停止をしない部分の内容及びその理由	概要	
	理由	
担 当 部 署	電話番号 ( )	
備 考		

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

第18号様式

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、次のとおり全部の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
利用停止をしない理由	
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農業センターに対して異議申立をすることができます。

第19号様式

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、次のとおり利用停止の可否を決定する期間を延長したので通知します。

なお、利用停止の可否を決定したときは、速やかに書面で通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 又は内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話番号 ( )
備考	

第20号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人成田市農業センター 理事長

印

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、公益財団法人成田市農業センターの個人情報保護に関する要領第32条において準用する要領第26条の規定を適用し、次のとおり利用停止の可否を決定する期間を延長したので通知します。

なお、利用停止の可否を決定したときは、速やかに書面で通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
利用停止請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について利用停止決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止請求に係る保有個人情報のうち上記期間内に利用停止決定等をする相当の部分	
残りの保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日
要領第32条において準用する要領第26条の規定を適用する理由	
担 当 部 署	電話番号 ( )
備 考	

情報公開要領第16条第2項別表（第20条関係）

文書等の種類	開示の実施の方法	金額
文書及び図画	写し（単色刷り）の交付	1枚につき 10円
	写し（多色刷り）の交付	1枚につき 40円
電磁的記録	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 100円
	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 200円
	用紙に出力したもの（単色刷り）の交付	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（多色刷り）の交付	1枚につき 40円
	フロッピーディスクに複写したものの交付	1枚につき 50円
	コンパクトディスクに複写したものの交付	1枚につき 80円

備考

- 1 文書等の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の文書等の写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 文書等の写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷又は出力をするときは、片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において、農業センターが適当と認める電磁的記録媒体を開示請求者が持参したときは、無料とする。